

# 福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和6年1月24日

令和6年度国民健康保険財政の基盤安定化を図るための諮問に対する答申について

---

## 資 料

---

答申書（写） . . . . . 1～3

国民健康保険税の税率・税額の見直しについて . . . . . 4～16

町 民 課



令和 5 年 12 月 27 日

大磯町長 池田 東一郎 様

大磯町国民健康保険  
会長 森久保 玲子



## 答 申 書

令和 5 年 6 月 26 日付、磯町第 139 号をもって諮問のありました件について、審議の結果、次のとおり答申します。

### 1 諮問事項

医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に対する賦課税率等の見直しについて

### 2 答申

上記の諮問事項について、審議の結果、下記のとおり見直し改定することが適当であるとの結論に達した。

### 3 答申理由

平成 30 年 4 月からの制度改正で、都道府県が国民健康保険の保険者に加わったことにより、町は保険給付費等に要した費用を神奈川県から保険給付費等交付金として全額交付され、安定した財政運営が行えるようになった。

しかし、町が国民健康保険事業を運営するにあたり、被保険者からの保険税収入と定められた公費で賄う独立採算制が原則であるという本質に変更はない。

令和 6 年度の国民健康保険税率等（以下、「保険税率」という）を改定するにあたり、令和 6 年度末の被保険者数は、後期高齢者医療保険への移行や、国の制度改正による社会保険の適用拡大などにより、大きく減少することが見込まれる状況にある。

令和 6 年度の国民健康保険税（以下、「保険税」という）の保険税収入の見込みについては、被保険者の減少に伴い、保険給付費の総額についても、減少傾向にあるが、一方で、医療の高度化や、高齢化による診療回数が増などの要因により、1 人当たり給付費については、依然として増加傾向である。

このような状況の中で、保険税収入の減少率に対し、保険給付費の減少率が低く、現行の保険税率による保険税収入で国民健康保険事業を運営していくことは困難な状況である。

これらを踏まえ、収入の不足額を現行の保険税率による保険税収入に加えて、

国民健康保険財政調整基金（以下、「基金」という）を全額取崩すとしても、なお不足が生じることが見込まれ、この不足額を補うためには、本協議会では、令和6年度の保険税率を見直す必要があるという結論に達した。

先にも述べたとおり、国民健康保険事業が独立採算制を原則としていることから、神奈川県に納付する国民健康保険事業費納付金については、保険税等の財源を充てることが適切と考えられる。

しかし、国民健康保険の被保険者については、低所得者の加入割合が高いことから、独立採算制の原則に基づいて保険税率を設定した場合、低所得者層の被保険者への負担が大きくなり、生活を圧迫することも予見される。また、経済社会活動の正常化が進んでいるが、それを上回る物価高騰により被保険者の生活は依然として厳しい状況にある。

以上の状況から判断し、不足額を補うために基金を活用することが適切であり、その保有額を全額取り崩す必要があると考える。そして、基金の取崩してもなお不足する額については、このような実態を考慮すると、法定外繰入金とされている一般会計からの繰入れは不可避であると考えます。

ただし、一般会計から法定外繰入を行うということは、国民健康保険以外の被保険者に対して、二重の負担を求めていることに等しいといえることから、法定外繰入については、最少額に止めることが望ましいと考える。

以上のことから、令和6年度の本町の保険税の賦課額については、被保険者からは所得割率及び均等割額について負担を求めざるを得ない状況にある一方で平等割額については、据え置くという結論に至り、負担を下記のとおりとし、全体の金額ベースで3.49%の増として答申する。

なお、国民健康保険制度の円滑な運営と保健事業の効果的な実施を目指すとともに、記3.「答申に当たり大磯町に要望する事項」について、十分留意されるよう要望する。

## 記

### 1. 国民健康保険税の税率・税額表

	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割率	6.5/100	2.9/100	2.4/100
均等割額(一人当たり)	25,500円	13,500円	12,600円
平等割額(一世帯当たり)	21,000円		

### 2. 施行期日 令和6年4月1日

### 3. 答中に当たり大磯町に要望する事項

- (1) 令和6年度の国民健康保険税率額等の改定は適当であるという結論に達した。令和7年度以降についても、基金の保有額が無いことや事業費納付金の増額等も見込まれるため、適正な税率等の改定を図ること。
- (2) 国民健康保険財政の現状を町民が共有するため、あらゆる媒体を活用し、広報活動を進めること。
- (3) 被保険者の税負担の公平性から、現年度保険税の収納率の向上に努めること。また、過年度保険税の滞納額を減らすことを目標とし、引き続き収納率の向上に努め、徴収体制の整備を図ること。
- (4) 医療機関や調剤薬局等から提出される診療報酬明細書が適正であることを確認する体制づくりの推進、薬剤費の抑制と被保険者の自己負担の軽減につながるジェネリック医薬品の利用促進に努めること。
- (5) 国民健康保険事業の安定的な運営のため、国庫負担割合の引上げ等財政措置の拡充を図るよう、国に強く要望すること。
- (6) 特定健康診査・特定保健指導事業を推進し、保健師や管理栄養士が従事することで専門性を向上させ、医療従事者及び保健指導に従事する者の協力のもと、被保険者に対し早期受診による病気の早期発見や重症化予防の啓発に努めること。また、KDB(国保データベース)など様々なデータを積極的に活用し、事業展開を行うこと。
- (7) 子育て世帯の負担軽減を図るため、18歳以下の被保険者に係る均等割保険税を免除する支援制度を国の負担において創設するよう、国に強く要望すること。



## 国民健康保険税の税率・税額の見直しについて

### 1 国民健康保険の現状について

国民健康保険財政については、医療の高度化や、高齢化による診療回数が増などの要因により、一人当たりの保険給付費が増大している一方で、被保険者数の減少により保険税収入は減少しています。

平成30年度からの制度改正で、都道府県が国民健康保険の保険者に加わったことにより、財政基盤が強化され、給付費の財源確保はされましたが、町は新たに国民健康保険事業費納付金を神奈川県に納付する必要性が生じることになりました。

国民健康保険制度は、独立採算制の原則に基づいて運営するものでありますが、現状は、被保険者の減少による保険税収入の減のほか、被保険者の年齢構成が高く医療水準が高い、無職者・低所得者の占める割合が高いことなどの構造的な要因もあり、現行税率を維持したままで必要な財源を確保することが厳しくなっています。

財源不足を補うためには、保険税率を上げる必要がありますが、この場合、低所得者の加入割合が高いことから、低所得者等の被保険者の負担が大きくなり、生活を圧迫することも予見されます。また、経済社会活動の正常化が進んでいますが、それを上回る物価高騰により、被保険者の生活は依然として厳しい状況にあります。

このことを踏まえ、国民健康保険事業費納付金の負担を含めた財源確保を図るためには、国民健康保険財政調整基金の取崩しを行うほか、財政の健全化を図ることを目的として規定の改正を行い、併せて一般会計からの法定外繰入を行うことが必要となります。

## 2 国民健康保険被保険者の現状について

### ① 年齢階層別被保険者数について

令和5年11月30日現在の被保険者数は6,407人となっています。そのうち、65歳以上は3,136人で約49%を占めています。

	被保険者数	被保険者割合
0歳～4歳	83人	1.3%
5歳～9歳	121人	1.9%
10歳～14歳	123人	1.9%
15歳～19歳	147人	2.3%
20歳～24歳	129人	2.0%
25歳～29歳	142人	2.2%
30歳～34歳	137人	2.2%
35歳～39歳	263人	4.1%
40歳～44歳	293人	4.6%
45歳～49歳	383人	6.0%
50歳～54歳	441人	6.9%
55歳～59歳	419人	6.5%
60歳～64歳	590人	9.2%
65歳～69歳	1,111人	17.3%
70歳～74歳	2,025人	31.6%
合計	6,407人	100.0%



② 世帯構成及び所得状況について

令和5年11月30日現在の世帯構成については、単身世帯が最も多く、国民健康保険加入世帯の割合で66.2%となっています。

また、所得200万円以下及び未申告者の所得状況については、3,640世帯83.7%となっています。

なお、国民健康保険税を1か月でも課税した世帯の合計になります。

単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人以上世帯	合計
2,876	1,131	225	74	41	4,347
66.2%	26.0%	5.2%	1.7%	0.9%	100.0%

所得状況	世帯数	割合
未申告	95	2.2%
100万円以下	2,821	64.9%
100万円～200万円	724	16.6%
200万円～300万円	309	7.1%
300万円～400万円	153	3.5%
400万円～500万円	76	1.7%
500万円～600万円	52	1.2%
600万円～700万円	21	0.5%
700万円～800万円	23	0.5%
800万円～900万円	7	0.2%
900万円～1000万円	11	0.3%
1,000万円～2,000万円	37	0.9%
2,000万円以上	18	0.4%
合計	4,347	100.0%

### 3 国民健康保険事業費納付金の推移

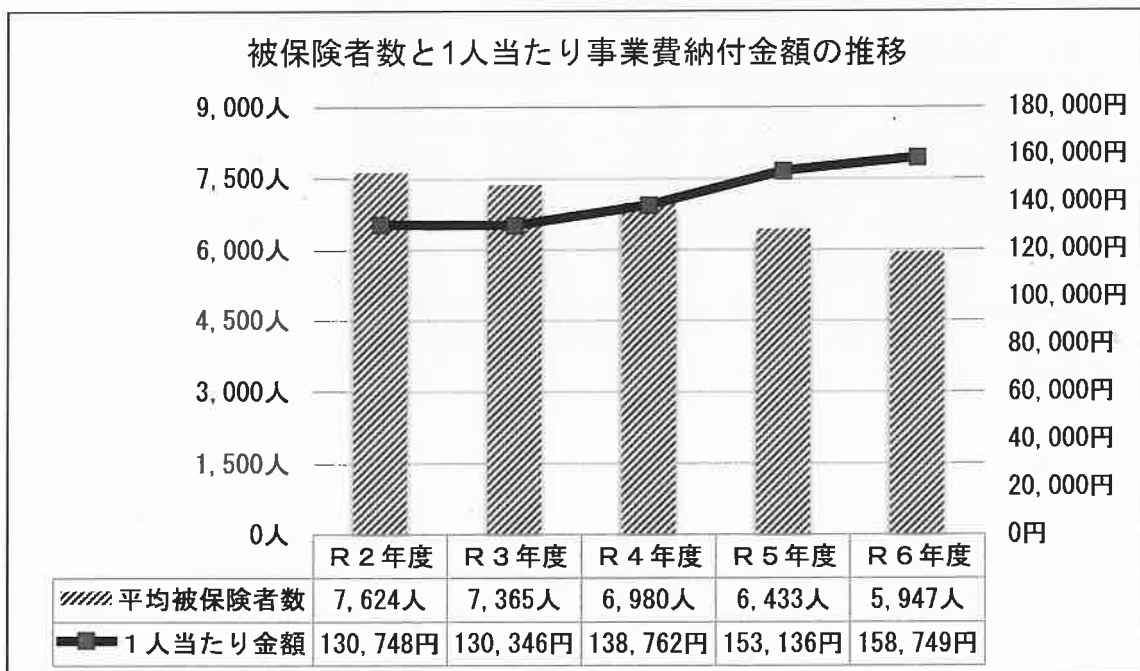
国民健康保険事業費納付金の推移については、医療給付費が年々減少している中で、事業費納付金の額は年度ごとに増減があり、令和6年度までの推移を見ても大きな減少にはなっていません。

また、事業費納付金に対する一人当たりの金額については、被保険者数が年々減少している状況にあります。令和3年度以降増加傾向となっています。

国民健康保険事業費納付金の推移

年度	事業費納付金額
令和2年度	996,822,859円
令和3年度	960,000,949円
令和4年度	968,558,062円
令和5年度	985,123,128円
令和6年度	944,080,000円

※令和6年度については、予算額を記載。



#### 4 令和6年度の国民健康保険税収納必要額

必要な経費(A)	-	現年度保険税以外の 収納見込額(B)	=	収納必要額(C)
956,415千円		255,531千円		700,884千円

内訳

必要な経費(A)			現年度保険税以外の収納見込額(B)	
事業費 納付金	医療給付費分	626,048千円	特別交付金	59,403千円
	後期高齢者支援金分	234,595千円	基盤安定繰入金	152,115千円
	介護納付金分	83,437千円	法定内繰入金	11,854千円
その他(葬祭費、出産育児一時金等)		12,335千円	滞納分保険税	27,391千円
合計		956,415千円	その他(第三者納付金、延滞金等)	4,768千円
			合計	255,531千円

#### 5 現行税率等での収納見込額

上記、「令和6年度の国民健康保険税収納必要額」で算出された収納必要額(C)を補うため、現行税率等で令和6年度の収納見込を算出した場合、現行で想定される調定額に「国民健康保険被保険者の減少率から算出した所得減少率」及び過去3か年の平均収納率を掛けた収納見込額は601,507千円となり、99,377千円が不足することが見込まれます。

なお、この不足分については、保険税率等の見直し、基金の全額取り崩し及び法定外繰入金等により財源を確保する必要があります。

収納必要額(C)	-	現行保険税率等の 収納見込額(D)	=	不足額(E)
700,884千円		601,507千円		99,377千円

歳入	現年度保険税以外の 収納額 255,531千円	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">収納必要額 700,884千円</td> </tr> <tr> <td>現行税率等の収納見込額 601,507千円</td> <td>不足額 99,377千円</td> </tr> </table>	収納必要額 700,884千円		現行税率等の収納見込額 601,507千円	不足額 99,377千円
	収納必要額 700,884千円					
現行税率等の収納見込額 601,507千円	不足額 99,377千円					
↑ 99,377千円						
歳出	事業費納付金総額・その他経費 956,415千円					

6 国民健康保険運営協議会における審議結果

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計 (収納見込額の計)	合計① (各収納見込み額の 千円未満を切り捨て した合計)	認定保険税率での 不足額② 収納必要額① 700,884千円	財政調整基金 取り崩し額③ R5年度基金保有見込額 72,017千円	一般会計繰入額④ (②-③)	
									調定額
(現行税率)	413,138,764円	165,222,110円	51,490,796円	601,508,345円	601,507千円	99,377千円	72,017千円	27,360千円	
	394,547,519円	157,787,116円	49,173,710円						全額取り崩し
	6.20%	2.80%	2.30%						
	24,500円	13,000円	12,000円						
	21,000円	-	-						
(改定率3.49%)	427,826,472円	170,510,295円	53,484,724円	622,489,525円	現行税率に比べて 20,981千円の増	78,396千円	72,017千円	6,379千円	
	408,574,281円	162,837,332円	51,077,912円						全額取り崩し
	6.50%	2.90%	2.40%						
	25,500円	13,500円	12,600円						
	21,000円	-	-						

\* 改定率3.49%についても、現行税率等で導き出した算出方法と同様に現行で想定される調定額に被保険者の減少から導き出した所得減少率及び予定収納率を掛け、算出しています。

7 国民健康保険税率等の改正概要（施行日：令和6年4月1日）

① 一部改正の内容

国民健康保険税の税率・税額表

改正案：9ページ（改定率3.49%）

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割率(現行)	6.2/100	2.8/100	2.3/100
〃 (改正案)	6.5/100 (+0.3)	2.9/100 (+0.1)	2.4/100 (+0.1)
均等割額(現行)	24,500円	13,000円	12,000円
〃 (改正案)	25,500円 (+1,000円)	13,500円 (+500円)	12,600円 (+600円)
平等割額(現行)	21,000円		
〃 (改正案)	21,000円 改正なし		

② 保険税の収納見込額

	現行(A)	改正案(B)	差引(B)-(A)
医療給付費分	3億9,455万円	4億857万円	1,402万円
後期高齢者支援金分	1億5,779万円	1億6,284万円	505万円
介護納付金分	4,917万円	5,108万円	191万円
計	6億151万円	6億2,249万円	2,098万円
一人当たり保険税	101,145円	104,673円	3,528円

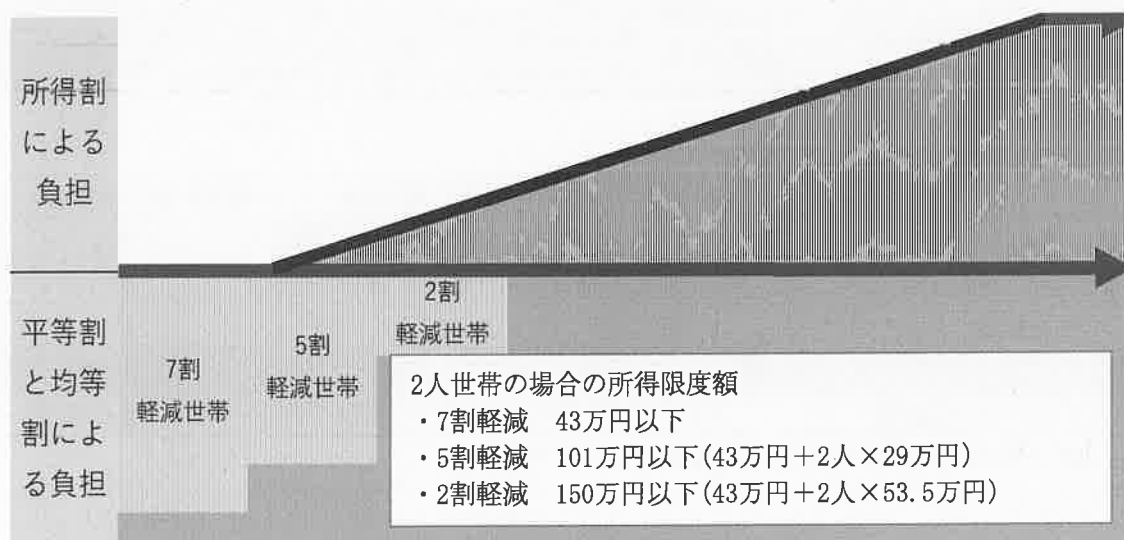
※ 推計平均被保険者数は、5,947人として算定。

### ③ 改正後の保険税額と軽減額

区 分		保険税額	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額
均 等 割	医療費分	25,500円	17,850円	12,750円	5,100円
	後期高齢者支援金分	13,500円	9,450円	6,750円	2,700円
	介護納付金分	12,600円	8,820円	6,300円	2,520円
平 等 割	医療費分	21,000円	14,700円	10,500円	4,200円
	後期高齢者支援金分				
	介護納付金分				

#### 未就学児均等割軽減額

区分	軽減なし	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額
医療費分	12,750円	21,675円	19,125円	15,300円
後期高齢者支援金分	6,750円	11,475円	10,125円	8,100円



## 8 国民健康保険税税率等改正による個別世帯の影響

### ●家族状況（70歳以上単身世帯、年金収入）

名前	続柄	年齢	年金収入	年金所得
日本太郎	世帯主	70歳	1,500,000円	400,000円

この世帯は、7割軽減世帯に該当。

世帯員		1人	現行	改正後
介護分		0人		
医療給付費分	(1) 所得割		0円	0円
	(2) 均等割		24,500円	25,500円
	(あ) 7割軽減		17,150円	17,850円
	(3) 平等割		21,000円	21,000円
	(い) 7割軽減		14,700円	14,700円
	(2) - (あ) + (3) - (い)		13,650円	13,950円
	(A) 合計		13,650円	13,950円
	(a) 調整		13,600円	13,900円
後期高齢者 支援金分	(1) 所得割		0円	0円
	(2) 均等割		13,000円	13,500円
	(あ) 7割軽減		9,100円	9,450円
	(2) - (あ)		3,900円	4,050円
	(B) 合計		3,900円	4,050円
	(b) 調整		3,900円	4,000円
介護納付金分	(1) 所得割		0円	0円
	(2) 均等割		0円	0円
	(C) 合計		0円	0円
	(c) 調整		0円	0円
年間税額 (a) + (b) + (c)			17,500円	17,900円

(現行より400円増)

●家族状況（65歳以上2人世帯、年金収入）

名前	続柄	年齢	年金収入	年金所得
小磯太郎	世帯主	70歳	800,000円	0円
小磯花子	妻	68歳	300,000円	0円

この世帯は、7割軽減世帯に該当。

世帯員	2人	現行	改正後
介護分	0人		
医療給付費分	(1) 所得割	0円	0円
	(2) 均等割	49,000円	51,000円
	(あ) 7割軽減	34,300円	35,700円
	(3) 平等割	21,000円	21,000円
	(い) 7割軽減	14,700円	14,700円
	(2) - (あ) + (3) - (い)	21,000円	21,600円
	(A) 合計	21,000円	21,600円
	(a) 調整	21,000円	21,600円
後期高齢者 支援金分	(1) 所得割	0円	0円
	(2) 均等割	26,000円	27,000円
	(あ) 7割軽減	18,200円	18,900円
	(2) - (あ)	7,800円	8,100円
	(B) 合計	7,800円	8,100円
	(b) 調整	7,800円	8,100円
介護納付金分	(1) 所得割	0円	0円
	(2) 均等割	0円	0円
	(C) 合計	0円	0円
	(c) 調整	0円	0円
年間税額 (a) + (b) + (c)		28,800円	29,700円

(現行より 900 円増)



●家族状況（60歳以上2人世帯、年金収入・給与収入）

名前	続柄	年齢	給与収入	給与所得
国府太郎	世帯主	67歳	3,000,000円	1,920,000円
			年金収入	年金所得
			2,000,000円	900,000円
国府花子	妻	64歳	給与収入	給与所得
			1,000,000円	450,000円

世帯員 介護分	2人 1人	現行	改正後
医療給付費分	(1) 所得割	149,420円	156,650円
	(2) 均等割	49,000円	51,000円
	(3) 平等割	21,000円	21,000円
	(A) 合計	219,420円	228,650円
	(a) 調整	219,400円	228,600円
後期高齢者 支援金分	(1) 所得割	67,480円	69,890円
	(2) 均等割	26,000円	27,000円
	(B) 合計	93,480円	96,890円
	(b) 調整	93,400円	96,800円
介護納付金分	(1) 所得割	460円	480円
	(2) 均等割	12,000円	12,600円
	(C) 合計	12,460円	13,080円
	(c) 調整	12,400円	13,000円
年間税額 (a) + (b) + (c)		325,200円	338,400円

(現行より 13,200 円増)

●家族状況（夫婦、子ども1人世帯、給与収入）

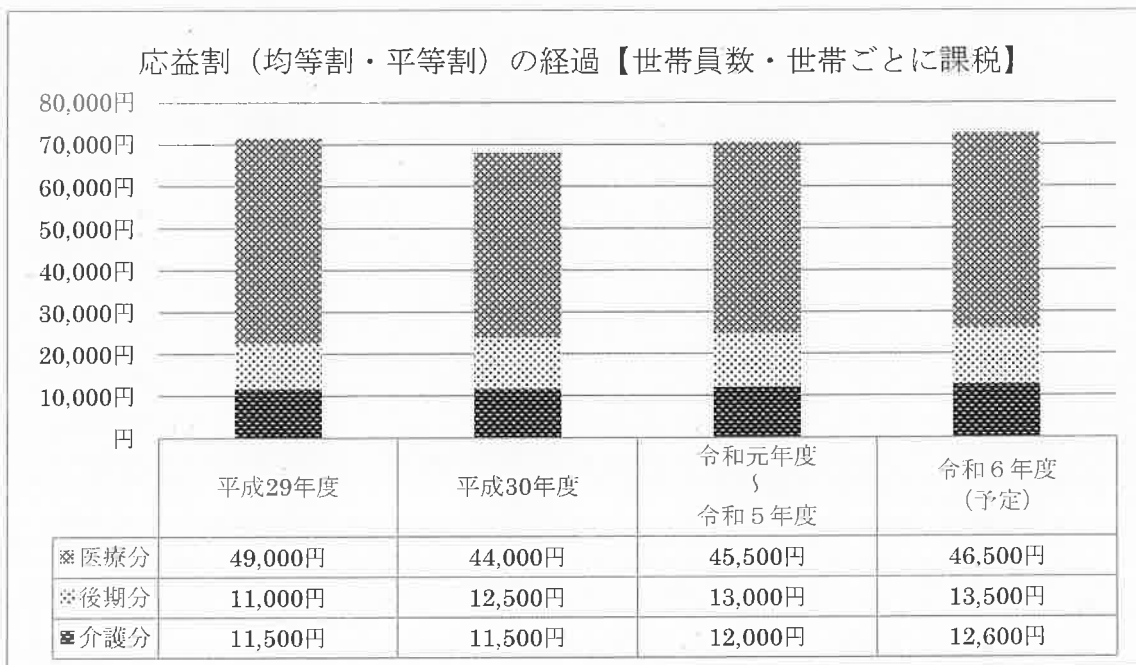
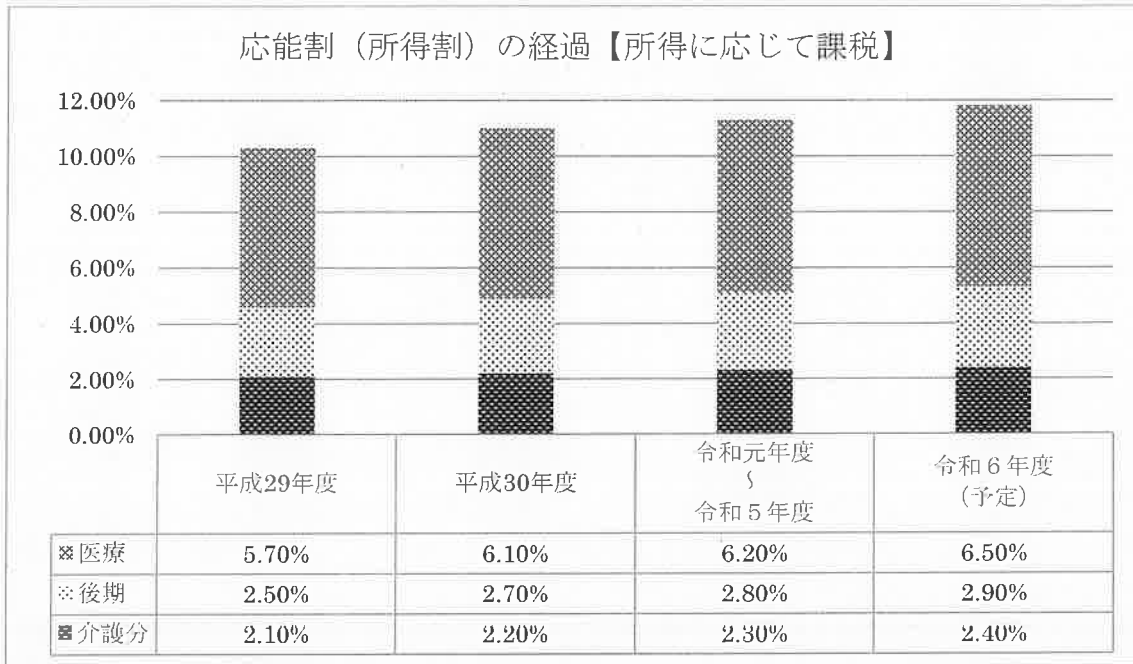
名前	続柄	年齢	給与収入	給与所得
神奈川太郎	世帯主	45歳	4,000,000円	2,760,000円
神奈川花子	妻	38歳	0円	0円
神奈川次郎	子	15歳	0円	0円

世帯員 介護分		3人 1人	現行	改正後
医療給付費分	(1) 所得割		144,460円	151,450円
	(2) 均等割		73,500円	76,500円
	(3) 平等割		21,000円	21,000円
	(A) 合計		238,960円	248,950円
	(a) 調整		238,900円	248,900円
後期高齢者 支援金分	(1) 所得割		65,240円	67,570円
	(2) 均等割		39,000円	40,500円
	(B) 合計		104,240円	108,070円
	(b) 調整		104,200円	108,000円
介護納付金分	(1) 所得割		53,590円	55,920円
	(2) 均等割		12,000円	12,600円
	(C) 合計		65,590円	68,520円
	(c) 調整		65,500円	68,500円
年間税額 (a) + (b) + (c)			408,600円	425,400円

(現行より 16,800 円増)

## 9 平成 29 年度以降の国民健康保険税率等の経過

平成 29 年度以降の保険税の税率等を比較しました。



※均等割は、世帯員全員に課税するものです。

※平等割は、世帯ごとに課税するのです。

